

(平成30年度中小企業組合検定試験「組合制度」第4問より抜粋)

次に掲げた条文は、「中小企業等協同組合法」の条文です。下線が引かれた箇所の内容について正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答用紙の解答欄に記入しなさい。

- A. 中小企業等協同組合法(企業組合)
 第九条の十一
 2 企業組合の行う事業に従事する者の全員が、組合員でなければならない。
- B. 中小企業等協同組合法(持分の譲渡)
 第十七条
 3 持分の譲受人は、その持分について譲渡人の権利義務を承継することはできない。
- C. 中小企業等協同組合法(役員)の補充
 第三十五条 組合に、役員として理事及び監事を置く。(略)
 7 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超えるものが欠けたときは、半年以内に補充しなければならない。
- D. 中小企業等協同組合法(成立の時期)
 第三十条 組合は、行政庁により設立の認可を得た日によって成立する。
- E. 中小企業等協同組合法(規約)
 第三十四条 下記の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。
 一 総会又は総代会に関する規定
- F. 中小企業組合法(役員)の任期
 第三十六条 理事の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。
 2 監事の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。



★解答は、10ページをご覧ください。

組合運営 あれこれ Q & A

Q 脱退を申し出た組合員の 取扱い等について

自由脱退者の取扱いについて、組合員は、「事業年度の末日の90日前までに予告し、事業年度の終了日に脱退できますが(中協法第18条)、事業年度末までは組合員たる地位を失っていないため、その組合員も他の組合員と同様に議決権の行使、経費を負担する等の権利、義務を有しますが、脱退者の申出の点についての効力とその取扱い方について、下記の場合はどのようになりますか。

- (1)①A組合員5月10日に脱退の申出をした場合
 ②B組合員7月2日に脱退の申出をした場合
 ③C組合員12月30日に脱退の申出をした場合
 (2)脱退を申し出た組合員は、その後の組合運営についての権利義務を主張し行使できるか。
 (3)脱退を申し出た組合員が、申出日以降組合賦課金を年度末まで納入しない場合の取扱いについて。
 (4)未納賦課金を払戻持分と相殺して差し支えないか。中協法第22条からして相殺することも妨げないと解されているか

A 設問の組合事業年度終了日が3月31日であれば、(1)の①～③は、いずれも90日の予告期間を満足させているので、脱退の申出があった日の属する事業年度末までは、組合員たる地位を失わないため、脱退の申出をしない組合員となら差別してはいけません。したがって、(2)についても事業年度末までの期間内は組合員としての権利義務を負わなければならない、また(3)の場合、賦課金を納入しないならば組合員としての義務を怠ることになり、除名、過怠金の徴収等の制裁も定款の定めに従って可能となります。(4)については、脱退した組合員が組合に対して未納賦課金その他の債務を負っている場合は、組合は中協法第22条の規定による持分の払戻停止によって対抗することができ、あるいは民法第505条の規定により払い戻すべき持分とその債務と相殺することもできます。

